

令和 7 年 2 月吉日

PTA 会員の皆様

小平市立小平第二中学校

令和 6 年度 PTA 会長

小平二中臨時総会（書面議決）報告

日頃より PTA 活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

先日 G o o g l e フォームにてご回答いただきました P T A 臨時総会の結果について、下記のとおりご報告いたします。

1 議決結果

PTA 会員数 4 7 7 名

回答数 2 7 2 名

会則第 1 2 条 3 により、全会員の 8 分の 1 以上の回答をもって、本総会は成立いたしました。

	賛成	反対
第一号議案 現状の PTA 活動に即した内容への改正	271	1
第二号議案 PTA 会費の徴収休止	268	4
第三号議案 「複数回の委員選出を回避する策」導入に伴う内容の追加	271	1
第四号議案 G 組、自閉症・情緒障がい特別支援学級の役員選出方法の明文化	270	2

会則第 1 8 条 1 により、会則の改正は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって承認され、全ての議案が成立したことをご報告いたします。

2 ご意見・ご質問への回答

議決書とともに 9 名の方から貴重なご意見をいただきました。今後の PTA 運営の参考とさせていただきます。ありがとうございました。

〈第一号議案について〉

Q.学級委員は 2 名の方が良いと思ったため

A.以前は各クラス 2 名の学級委員を選出していましたが、コロナ禍における行事の削減・縮小の影響を受け、現在は各クラス 1 名とする形に変更しております。

〈第二号議案について〉

Q.今まで踏み込めなかった優遇措置をはじめとする大きな改革、そして細かい表記なども改めていただき、大変感謝申し上げます。一点だけ気になったのが、第 15 条の会費の件です。「ただし、令和 7 年度は会費は徴収しないこととする。」という一文を入れてしまうと、令和 8 年度も会則を改正しないといけなくなるのではないかと心配になりました。本部さんで何か策があつてのことでしたら余計な心配ですが、この先の本部役員の方たちに負担が残らないように、臨機応変に対応できる少し曖昧な文章でもよいのではないかと思います。

A.会費に関する記載についてですが、本部としては以下の点を踏まえて「令和 7 年度は会費を徴収しない」と明記する形を採用いたしました。

- ・コロナ禍以降、イベントの減少に伴い、会費の使用用途が減少したこと
- ・過去の会費（卒業生分を含む）が積み上がっている状況であること
- ・令和 5 年度より、学校への寄贈を通じて余剰金を減らす取り組みを行ってきた経緯があること
- ・余剰金がある以上、新たに会費を徴収する必要はないと判断したこと
- ・今後数十年は、会費徴収をせずに運営が可能と見込まれること
- ・ただし、将来的に財政状況の変化により、再び会費徴収を検討する可能性があること

そのため、今回は「令和 7 年度は徴収しない」と明記することで、現時点での方針を明確に示しつつ、今後の状況に応じた柔軟な対応ができるようにする意図がございます。また、仮に令和 8 年度以降に変更が必要になった場合も、その時点で適切に判断し、必要な改正を行うことが可能です。

Q.会費の徴収において、1 会費は総会で定めた額とする。という会則で徴収しないと決めればそれで良いのであれば追記は不要だと思います。また、もし追記するのであれば令和 8 年度以降も適用できるような文言に変えないと、来年度も改正する必要性が出てくるので再度検討してみたいかがでしょうか。

A.会費に関する記載についてですが、本部としては以下の点を踏まえ、「令和 7 年度は会費を徴収しない」と明記する形を採用いたしました。

- ・「総会で定めた額とする」という既存の会則の文言だけでは、会費を徴収しないことが明確に伝わりにくい可能性があること
- ・令和 7 年度については、会費徴収を行わない方針がすでに決定しているため、その意図を明確にする必要があること
- ・今後の財政状況によっては、将来的に会費徴収を再開する可能性もあるため、現時点で「令和 8 年度以降も徴収しない」とは断言できないこと

そのため、「令和 7 年度は徴収しない」と明記することで、現時点での方針を明確にしつつ、状況の変化に応じて柔軟に対応できる形を取ることが最適であると判断いたしました。また、仮に令和 8 年度以降も会費徴収を行わない場合、改正が必要になる可能性はありますが、その時点で改めて本部内で検討し、必要に応じて対応していきます。

Q.お忙しい中会則を整えてくださって、本当にありがとうございます。会費を徴収しないことには賛成です。ただ、ある年度だけの特例事項（今回の場合は、「令和7年度は会費を徴収しないこととする」）については、会則に載せなくて良いのかなと思いました。

A.ご指摘の通り、会則にはすでに「会費は総会で定めた額とする」「事情により減免することができるとの記載があり、特例的な対応については都度、総会で決定できる仕組みとなっています。そのため、今回の「令和7年度は会費を徴収しないこととする」という一文についても、必ずしも会則に記載しなくても対応可能という考え方もございます。しかしながら、今回の改正では「令和7年度は会費徴収を行わない」という方針を明確にするため、あえてこの一文を加える形を取りました。これは、

- ・本年度の方針をより分かりやすく示すため
- ・保護者の皆様に明確に伝え、誤解が生じないようにするため
- ・会費徴収の有無について、総会で正式に決定したことを明文化するため

といった意図によるものです。今後の運営状況に応じて、令和8年度以降の会費徴収の方針については改めて検討を行い、必要に応じて対応を決定してまいります。

Q.PTA活動にご尽力をいただき誠にありがとうございます。第二号の反対理由について、一般的に一度廃止や休止をしてしまうと、再開、再興が難しいと考えています。PTAが単年度制であることを考えると、仮にPTAとして行事や事業を行いたくても前年度から計画が出来ないため、予算が無い状況になることを懸念しています。また、休止ではありますが、徴収を再開することは難しいと思われます。会費徴収が先で事業計画が後の流れになるため、仮に今後、徴収再開をしようとしても徴収再開の理由説明が出来ないため事実上徴収は出来なくなるのではないかと心配です。

A.会費徴収の休止に関して、将来的に再開が難しくなるのではないかとのご懸念について、本部としても慎重に検討を行いました。今回、会費を休止とした背景には、

- ・コロナ禍以降、PTA活動の縮小により、会費の使用用途が大幅に減少していること
- ・過去の積み立てによる余剰金があるため、当面は新たな徴収なしでも運営可能であること
- ・令和5年度より、余剰金の活用として学校への寄贈を行う取り組みを進めてきたこと
- ・余剰金がある中で新たに会費を徴収することへの疑問の声があったこと

が挙げられます。また、ご指摘の通り、PTAは単年度制であるため、長期的な財政計画を見据えた慎重な判断が必要であることは、本部としても認識しております。そのため、将来的に活動や運営状況の変化により会費の徴収再開が必要となった場合には、その時点での状況を十分に精査し、必要な説明を行った上で慎重に判断する方針です。今回の決定は「会費徴収を完全に廃止する」というものではなく、まずは「令和7年度は徴収しない」という形をとることで、今後の柔軟な対応が可能な状態を維持する意図がございます。

〈第三号議案について〉

Q.第三号議案に関しまして、令和5年度の委員経験者(次年度中学三年生が一年生の時の委員)は3年生の今度の春の時点で委員選出の免除適用対象外という点が、複数回の委員選出を回避するという趣旨に合わず、一年生の時にくじで選出され引き受け、せっかく務めたのが、PTA関連を何

もされてない方とは不平等であるため賛成とは言えません。複数回委員選出の免除の導入にかかる業務量が令和 5 年度委員と令和 6 年度委員と違うとのことです。令和 5 年度委員は、次年度委員選出の免除は適用外は仕方ないとしても、委員に選出された場合、せめてその中の委員長副委員長は免除などにしていただけると、令和 5 年度委員経験者にとっても令和 6 年度委員経験者にとっても不平等感が少ないので両者賛成できると思います。

A. 今回の免除対象については、令和 6 年度の委員経験者からの強い要望を受け、慎重に検討を重ねた上で決定いたしました。免除の適用範囲に関しましては、制度の公平性や運用のしやすさを考慮し、令和 6 年度の委員経験者からの対象とすることとなりました。令和 5 年度以前の委員経験者については、当時の状況において同様の免除制度がなかったため、過去に遡って適用することは難しいという結論に至りました。なお、令和 5 年度の段階で同様の要望があった場合、検討の可能性はあったかもしれませんが、令和 6 年度より新制度が導入されたため、免除の適用は令和 6 年度の委員経験者からとなりますこと、ご了承ください。

〈第四号議案について〉

Q. 第四号議案について。特にどうしても反対するという立場ではありませんが、疑問が残りましたので、賛成できませんでした。第四号議案の変更について、読ませていただき、当事者がいない状況で、決めてしまっているのか、という疑問が残りました。当事者といっても、現状すでに代表が選出されていないわけで、該当クラス全保護者からの聞き取りになるのかは不明ですが。現状、PTA 会費が徴収されているのか、同じ学校に在籍している保護者の方々が、小平二中の PTA の存在をどのように認識されているのか、今回の資料を読んだだけでは不明でした。なので、先方の意見も無しに決めてしまっているのかな？という疑問でした。もしも先方が疑問に感じた時、あるいはいずれ PTA への参加を必要と感じた時、どのようにしたら良いか（どのようにできるか）の明記もある...などの選択肢は必要ありませんでしょうか。状況を全くわかっておりませんので、資料を読んで受けた印象という、限られた範囲での発言です。このまま採択されても、異議申し立てを行うほどの強い意見ではありませんが、疑問が残りました。

A. 本議案の改正については、G 組ではこれまで慣例的に役員候補者を選出してこなかったことを明文化する目的であり、また、来年度より開設される自閉症・情緒障がい特別支援学級についても同様の方針とすることを定めるものです。PTA への入会や活動への参加は任意であり、本部役員等への立候補は可能です。現時点では、立候補者が定数に満たない場合に限り、G 組および特別支援学級の保護者の方々が役員候補者の選出対象外とすることで、負担を軽減する意図で決定しております。また、特別支援学級の保護者の皆様の PTA への認識や考え方についても、今後の運営の中でより丁寧に共有・意見交換ができるよう努めてまいります。

Q. G 組だけではなく、特別支援学校に通う子どもを育てている家庭、障がいを持つ家族がいる家庭に対しても同様に役員免除がほしい。

A. 現在、G 組および来年度開設される自閉症・情緒障がい特別支援学級の保護者の方々について、役員候補者の選出対象外とすることを明文化することとなりました。ご指摘の「特別支援学校に通うお子さまを育てている家庭」「障がいを持つご家族がいる家庭」についても、役員免除の対象とす

るべきではないか、というご意見について、本部としても大切な視点であると認識しております。しかしながら、現時点では PTA として各ご家庭のご事情を把握する立場にないこと、また、どのような基準で免除対象を定めるかが難しい課題であることから、現状では家庭環境を考慮した一律の免除制度は設けておりません。とはいえ、ご家庭の状況により役員を引き受けることが困難な場合もあるかと存じます。役員選出方法につきましては、次年度以降の検討事項とさせていただきます。

〈その他〉

◎より合理的で必要な人員と内容での運営への移行に賛成いたします。今後の PTA の活動が更にわかりやすく参加しやすいものになると思います。

→このたびは、PTA 運営に関するご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。また、PTA の運営方針についてご賛同いただきましたこと、心より感謝申し上げます。今後も、より合理的で参加しやすい PTA 運営を目指し、引き続き工夫と改善を重ねてまいります。何かお気づきの点がございましたら、ぜひご意見をお寄せいただければ幸いです。

ご不明な点やご質問がございましたら、以下のメールアドレスにご連絡ください。

令和 6 年度 PTA 本部メールアドレス kodaira2chu.pta2024@gmail.com